事　務　連　絡
令和４年５月２０日

各（都道府県／市町村／特別区）衛生主管部（局）
障害保健福祉部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者支援施設等及び精神科病院における新型コロナワクチンの４回目接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年4月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として新型コロナワクチンの更なる追加接種(以下「4回目接種」という。）を実施することが了承されるとともに、その対象者、新型コロナワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）からの接種間隔等についても方針が取りまとめられました。

今後、5月25日に必要な法令改正等を経て施行される予定ですが、障害者支援施設等の入所者、及び精神科病院の入院患者等の接種について、現時点で想定される内容を下記のとおりお知らせします。衛生部局と障害保健福祉部局等の連携のうえご対応をお願いいたします。

記

1．対象者

4回目接種の対象者については、分科会において、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者（以下「60歳以上対象者」という。）及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）とすることが適当であるとされた。

基礎疾患の具体的な内容としては、自治体向け手引き（7．1版）第2章2（2）アの表1に列挙するものが想定されるため、同表を参照すること。なお、分科会では、4回目接種について、上記の4回目接種対象者のうち60歳未満の者については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条に規定する努力義務を適用しないこととすることが適当であるとの方針も取りまとめられたため、留意すること。

障害者支援施設等の入所者、精神科病院の入院患者等についても、こうした要件に該当する場合に接種の対象者となる。

2. 接種券

(1)60歳以上の者

4回目接種については、60歳以上対象者については、3回目接種までと同様に対象者に接種券が送付されるため、3回目接種と同様に住所地に送付される接種券を使用すること。

(2)60歳未満の基礎疾患を有する者等

60歳未満の基礎疾患を有する者等については、「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(その3)」(令和4年5月10日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)に示しているように、市町村(特別区を含む。)により接種券の送付方法が異なる。

接種券の発行に申請が必要な市町村に住所を有する入所者、入院患者等については、本人や家族等により発行を申請することが想定されるが、こうした対応が難しい場合は、障害者支援施設等又は精神科病院が接種券の発行の申請を代理で行い、障害者支援施設等又は精神科病院に送付を依頼することは可能である。

こうした障害者支援施設等又は精神科病院からの代理申請について、別紙の様式を作成したので、障害者支援施設等又は精神科病院において利用いただくよう、周知をお願いしたい。また、各市区町村におかれては、別紙1の様式による申請があった場合、確認の上で接種券を発行し、申請を行った障害者支援施設等又は精神科病院に送付することとされたい。

なお、接種券の発行の方式(申請の必要性等)について、各市町村の情報を把握し、追って情報提供する。

3. 障害者支援施設等での接種体制の構築について

障害者支援施設等での4回目接種に係る体制整備については、3回目接種までと同様、都道府県の協力を得ながら、各市町村の障害保健福祉部局と衛生主管部局とで連携し、体制を確保すること。

また、接種体制の確保にあたっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(改正)」(令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)でお示ししている、障害者支援施設等に伝達すべき事項の施設等への周知や接種場所の検討、接種予定者の把握等を参考に、円滑な接種を実施できる体制を検討すること。

4. 精神科病院での接種体制の構築について

精神科病院の入院患者への4回目接種に係る体制整備については、初回接種時や3回目接種時と同様、「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」(令和3年7月 16 日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容も踏まえ、できるだけ当該精神科病院において接種体制が確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、市町村と都道府県が適宜連携の上、円滑な接種体制の構築に必要な支援を行うこと。

また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と貴管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整を行うこと。

5. 障害者への追加接種に係る合理的配慮等について

4回目接種にあたっても、障害者に対する接種が円滑に行われるよう「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月３日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について（情報提供）」（令和3年 10 月 19 日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）においてお示している、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例や自治体における障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例等を参考に、衛生部局や障害保健福祉部局等において連携を図りながら、様々な障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう検討を行うこと。

以上

別紙

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【施設等の入所者等の４回目接種用】

注１：４回目接種は、３回目接種を受けてから５か月以上経過した方のうち、60 歳以上の方、基礎疾患がある 18～59 歳の方等が対象です。
注２：本様式は、施設や医療機関が被接種者の代理で接種券の申請を行い、当該施設や医療機関にその送付を求めるための様式です。
注３：60 歳以上の方は、基本的に住所地の市町村から接種券が送付されますので、その接種券をご利用ください。特段の事情で申請が必要な場合のみご申請ください。
注４：市町村によっては、18 歳以上 60 歳未満の 3 回目接種完了者全員や障害者手帳の保持者等に接種券を送付するところがあります。そのような市町村の住民については、送付される接種券をご利用ください。

令和　　年　　月　　日

○○市町村長宛

代理申請を行う施設等の名称（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者　氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

代理して申請を行う被接種者

氏名	住民票に記載の住所	生年月日	申請理由 （選択）	対象となる理由 （選択）※１	３回目接種 の日付※２

※１　対象となる理由が②の場合、合わせてＡからＰを選択し、記入すること。

※２　可能な限り記載。

申請理由：①18～59 歳だが、基礎疾患がある等の理由で、４回目接種を希望している
②接種券が届かない
③接種券の紛失･破損
④届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した

対象となる理由：

①60 歳以上である
②18 歳以上 60 歳未満であるが、Ａ～Ｎに掲げる基礎疾患があり通院／入院しているか、ＯかＰに該当する。

A 慢性の呼吸器の病気
B 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
C 慢性の腎臓病
D 慢性の肝臓病（肝硬変等）
E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
F 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
G 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
J 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
K 染色体異常
L 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
M 睡眠時無呼吸症候群
N 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

O 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である

P 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた